

生物B	コナシ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生青場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
測定方法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定められる)に方法によること(付表9)に定めることができる(付表9の1(1)による)。		

図表2の2の人の版式(注)の欄中「付表9」を「付表10」に改題し、図表2の2の人の次に次のように改題する。

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	部	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下		第1の2の水域に指定する
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生青場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下		第1の2の水域に指定する
測定方法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定められる)に方法によること(付表9)に定めることができる(付表9の1(1)による)。			

付表9を付表10とし、付表8の次に次の一表を加える。

全船舶の測定方法の準備操作	
1 試薬(注1)	
(1) 超純水	日本工業規格K0211に定めるもの
(2) 1mol/ℓ硝酸、2mol/ℓ硝酸	日本工業規格K9901に規定する硝酸(注2)に超純水を加え調整したもの
(3) 酢酸アンモニウム	日本工業規格K8359に定めるもの
(4) 酢酸アンモニウム溶液(0.1mol/ℓ)	酢酸アンモニウム7.7gを超純水で溶かして全量を1ℓとする
(5) 酢酸アンモニウム溶液(0.5mol/ℓ)	酢酸アンモニウム38.5gを超純水で溶かして全量を1ℓとする
(6) アンモニウム水	日本工業規格K8085に定めるもの

(注1) 測定対象となる船舶の汚染が測定を妨害することのないことが確認されているもの。
 (注2) 市販の高純度硝酸を用いてよい。

2 器具(注3)

(1) 試験管

容量10ml以上であってガラス製のもの

(2) 固相ダイスク

イミノニ酢酸キレート樹脂を固相化したダイスク(注4)で、使用前に2mol/ℓ硝酸20mlを1回、水50mlを2回、0.1mol/ℓ酢酸アンモニウム溶液(pH5.5)50mlを1回、順次流下し、洗浄及び活性化を行ったもの

(注3) 器具は日本工業規格K0094の3.2によって洗浄し、測定対象となる船舶の溶出が測定を妨害することのないことが確認されているもの。

(注4) 市販のものでもよい。また、イミノニ酢酸キレート樹脂(200—400メッシュ)1gをポリプロピレン製固相カートリッジ(8ml容)に充填した、あるいは同等の吸着容量をもつ固相カートリッジでもよい。

3 操作

(1) 試料1ℓ又はその適量(注5)を規格5.5によって処理する。

(2) (1)に酢酸アンモニウム7.7g又はその適量(注6)を加えて溶解させる。

(3) アンモニウム水でこの溶液のpHを5.6に調整した後、調整した固相に加圧又は吸引(2)り流速50~100ml/分(注7)で流下させる。

(4) 0.5mol/ℓ酢酸アンモニウム溶液50mlを流下させて固相ダイスクを洗浄する。

(5) 固相ダイスクの上端から1mol/ℓ硝酸5mlを2回、緩やかに通して船舶を溶出させ、試験管に受ける。

(6) (5)で得られた液を全量ガラスコップ20mlに移し入れ、水を加えて濃縮まで加えたものを検液とする。

(注5) 規格53.1の操作を行う場合は船舶として1~40隻、規格53.2の操作を行う場合は船舶として0.02~0.4隻、規格53.4の操作を行う場合は船舶として0.01~10隻を含む量とすること。

(注6) (1)の試料の量にあわせて酢酸アンモニウム溶液として0.1mol/ℓになるよう酢酸アンモニウムを加える。

(注7) 固相カートラムの場合は10~20ml/分とする。

備考

この準備操作における用語の定義その他でこの測定方法に定めのない事項については、日本工業規格に定めるところによる。

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように船舶の区域を変更したのにより、東海法(昭和二十七年法律第百八十四号)第十八条第一項の規定に基づいて告示する。

平成十五年十一月五日

東北地方整備局長 坂口 義典